

合格

教科書

刑法



別冊 KORON 編集部 [編]



KORON
ブックス

TEXT
BOOK

Criminal Law



KORON
ブックス

CHAPTER

01

個人的法益に対する罪

01 殺人の罪

- ◆ 殺人罪 012
- ◆ 殺人未遂罪と殺人予備罪 020
- ◆ 自殺関与罪・同意殺人罪 022

02 暴行罪、傷害罪、傷害致死罪

- ◆ 暴行罪、傷害罪、傷害致死罪のイメージ 026
- ◆ 暴行罪 030
- ◆ 傷害罪 034
- ◆ 傷害致死罪 038

03 逮捕・監禁罪、脅迫罪、拐取罪・人身売買罪

- ◆ 逮捕・監禁罪 040
- ◆ 脅迫罪 044
- ◆ 拐取罪・人身売買罪 048

04 性犯罪（性的自由に対する罪）

- ◆ 刑法上の性犯罪の全体像 058
- ◆ 強制わいせつ罪 060
- ◆ 強制性交等罪 066
- ◆ 準強制わいせつ罪、準強制性交等罪 069
- ◆ 監護者わいせつ罪、監護者性交等罪 071
- ◆ 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪 077
- ◆ 性犯罪の擬律判断 081

05 窃盗罪

- ◆ 財産犯とは 082
- ◆ 窃盗罪 083

06 強盗の罪

- ◆ 強盗の罪の全体像 104
- ◆ 1項強盗罪 106
- ◆ 2項強盗罪 119

◆ 強盗予備罪	123
◆ 事後強盗罪	126
◆ 昏酔強盗罪	137
◆ 強盗致死傷罪	141
◆ 強盗・強制性交等罪、強盗・強制性交等致死罪	148
07 詐欺罪	
◆ 詐欺の罪の全体像	158
◆ 詐欺罪の学習ポイント	158
◆ 1項詐欺罪	162
◆ 2項詐欺罪	173
◆ 詐欺罪の未遂と既遂	175
08 恐喝罪	
◆ 恐喝罪	176
◆ 1項恐喝罪	177
◆ その他	185
09 横領の罪	
◆ 横領の罪の全体像	188
◆ 単純横領罪	190
◆ 業務上横領罪	197
◆ 占有離脱物横領罪（遺失物等横領罪）	199
◆ 横領の罪と窃盗罪の区別	207
10 毀棄・隠匿罪	
◆ 毀棄・隠匿罪の全体像	208
◆ 毀棄・隠匿罪の学習ポイント	209
◆ 公用文書等毀棄罪	213
◆ 私用文書等毀棄罪	219
◆ 建造物等損壊罪	221
◆ 建造物等損壊致死傷罪	227
◆ 器物損壊罪	229
◆ 親告罪	236
11 盗品等に関する罪	
◆ 盗品等に関する罪の基本	238

CHAPTER

02

- ◆ 盗品等に関する罪の成立要件 243
- ◆ 5つの構成要件（行為類型） 250

社会的法益に対する罪

12 放火罪

- ◆ 放火罪の全体像 254
- ◆ 現住建造物等放火罪 257
- ◆ 非現住建造物等放火罪 263
- ◆ 建造物等以外放火罪 268
- ◆ 放火罪のまとめ 270

13 文書偽造の罪

- ◆ 文書偽造の罪の全体像 272

14 通貨偽造の罪

- ◆ 通貨偽造の罪の全体像 282
- ◆ 通貨偽造等罪 282
- ◆ 偽造通貨行使等罪 288
- ◆ 外国通貨偽造等罪・同行使等罪 290
- ◆ 偽造通貨等取得罪 291
- ◆ 取得後知情行使等罪 291
- ◆ 通貨偽造等準備罪 293

CHAPTER

03

国家的法益に対する罪

15 公務執行妨害罪

- ◆ 公務執行妨害罪の全体像 296
- ◆ 擬律判断1：相手は公務員か 298
- ◆ 擬律判断2：暴行・脅迫を加えたか 298
- ◆ 擬律判断3：職務執行中か 303
- ◆ 擬律判断4：職務執行は適法か 304
- ◆ 擬律判断5：公務員の職務執行に暴行・脅迫を加えている認識があるか 306

16 逃走の罪

◆ 逃走の罪の全体像	308
◆ 単純逃走罪	310
◆ 加重逃走罪	314
◆ 被拘禁者奪取罪	317
◆ 逃走援助罪	318
◆ 看守者等逃走援助罪	320
◆ 被拘禁者奪取罪・逃走援助罪・看守者等逃走援助罪の 違い（イメージ）	321
◆ 逃走の罪における主体と客体	322

17 収賄の罪

◆ 収賄罪の全体像	324
◆ 単純収賄罪	327
◆ 受託収賄罪	329
◆ 事前収賄罪	330
◆ 第三者供賄罪	331
◆ 加重収賄罪	332
◆ 事後収賄罪	334
◆ あっせん収賄罪	336
◆ 収賄罪のまとめ	337

本書のこだわりポイント	006
事項索引	339
判例索引	345
擬律判断フローチャート索引	348
凡例	349

本書のこだわりポイント

「刑法」は、初めて勉強する者にとって相当壁が高く、かなり**不親切**な科目です。また、これまでの教科書の多くも一書名に「入門」が付いていたとしても一初学者向けとはいえませんでした。私自身、初めて刑法を勉強した際、恥ずかしながら全く授業についていけませんでしたし、教科書を読むことも、最初の数ページで挫折しました。

これまでの刑法の教科書で、不親切だと感じられる点

- ①試験科目としての刑法ではなく、学問としての刑法を内容としている。
- ②難しい言い回しがいきなりでくるし、しかもその説明がほとんどない。
- ③文字ばかりで図表がほとんどない。
- ④初学者が勘違いしやすい点について注意を促すなどの配慮がない。
- ⑤説明が抽象的すぎて、具体的なイメージがわからない。

こうしたことから、多くの人が早い段階で刑法の勉強を挫折してしまうというのが実際のところではなかったかと思います。

本書が目指したのは、まさに「挫折しない刑法」「あきらめない刑法」です。そのために、次のような工夫をしました。

その1 各犯罪の具体的なイメージ解説に力を注ぎました。

類書が多い中で、これが本書の最大の特色だといえます。

刑法学習における終着点は、「そもそも犯罪が成立するのか」「成立するのであれば、何罪か」について答えが出せることです。つまり、窃盗罪、強盗罪、現住建造物等放火罪等の個々の犯罪の正確なイメージ（このイメージを「構成要件」といいます）を持てるようになることです。各犯罪のイメージが正しく持てるようになれば、試験問題を解けるようになるのはもちろん、目の前で行われた行為について、短時間で（逮捕すべきか否かなどの）結論を出すことができるようになります。

そのため、次の点にトコトンこだわりました。

①CASE学習にこだわる。

当該犯罪が成立する典型例を「CASE」で紹介しました。事案は、できるだけ単純化しましたので、簡単にイメージできると思います。

4 占有の存否が問題となる場面

5-6

① 占有が認められる場合

CASE 2

- ① Xは、Aが手にしているバッグをひったくった。
- ② Xは、Aの留守宅に忍び込み、Aのバッグを盗んだ。
- ③ Xは、Aが駅前の自転車置き場に鍵を掛けて停めていた自転車を盗んだ。

Aの占有が及んでいる範囲

②図表にこだわる。

◆ 窃盗罪

刑法235条
 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

客観的要件

他人の占有する財物

行為

窃取

客体 の 行為

主観的要件

故意

不法領得の意思

客体と行為の認識・認容

盗みの動機・目的

解説は、文章のみよりは図表を交えた方が断然分かりやすいということが少なくありません。ですので、図表を多く入れることにこだわりました。

③フローチャートにこだわる。

刑法は少し勉強が進んできますと、「A罪とB罪の違いはどこにあるんだっけ」「両罪は似ていてどこが違うのか分からないなあ」といった疑問・お悩みが出てくるはずです。そこで、そうした疑問・お悩みが生じやすいであろうテーマについて、フローチャートや、比較の図表で解説しよう心掛けました。

6-4

2 強盗罪の本質 ～ 窃盗罪及び恐喝罪との区別

強盗罪は、**暴行・脅迫**を手段として占有を移転させる罪である点で、窃盗罪と区別されます（窃盗罪は、暴行・脅迫を手段とせずに占有を移転させる罪です【5-10】）。また、当該の暴行・脅迫が**相手方の反抗を抑圧するに足りる程度**でなければならない点で、恐喝罪と区別されます（恐喝罪の暴行・脅迫は、相手方の反抗を抑圧するに至らない程度であることが条件です【8-4】）。

```

graph TD
    Q1[財物奪取の手段として「暴行・脅迫」が加えられたか?] -- No --> R1[窃盗罪]
    Q1 -- Yes --> Q2[「暴行・脅迫」が相手方の反抗を抑圧する程度のものか?]
    Q2 -- No --> R2[恐喝罪]
    Q2 -- Yes --> R3[強盗罪]
            
```

	強盗罪	恐喝罪	窃盗罪
手段としての暴行・脅迫の要否・程度	必要 反抗を抑圧するに足りる程度	必要 反抗を抑圧するに至らない程度	不要
占有移転の態様	意思に反する占有移転	(瑕疵ある) 意思に基づく占有移転	意思に反する占有移転

その2 刑法各論を中心としたつくりをしました。

小中高の教科書は、少しずつ知識を増やしていけるような工夫がなされています。「小学校1年生の算数の教科書に微分積分が出てくる」なんてことはありません。

しかし、法律の教科書（というか、大学で学ぶ科目一般）では、そうした工夫はなされないのが普通です。1ページ目から難しい単語が容赦なく出てきます。言い換えれば、「人生をかけて数十年研究した成果を発表するから読んでほしい」といった思いから書かれたものですので、研究者や弁護士・検察官などの法曹を読者として想定しており、初学者向けではないのです。

しかし、「法律の教科書」でも工夫次第では、初学者でも理解できるようにすることは可能だと思っています。そのための工夫として一番大事なことは、**伝える順序**です。そのため、「研究者が書いた教科書の順序」（いわゆる体系）には必ずしも従わないという方針にこだわりました。

具体的には、「刑法総論→刑法各論」という順序を捨て、あえて「刑法各論」を中心の構成にしました。それは、「刑法総論」は、内容が抽象的であるため、「刑法各論」で学ぶ各犯罪の具体的なイメージがわからない段階で学んでも、よく理解できないと思われるからです。

ただ、刑法全体を理解するには、「刑法総論」の学習も不可欠です。本書で「刑法各論」をある程度理解できるようになったのであれば、是非チャレンジしてみてください。

その3 重要事項は繰り返し見直せるよう、リンク番号をつけました。

これも、類書にはない本書の特色です。重要事項は繰り返し見直し、頭に入れていく必要があります。そのため、一定の文章のまよりの欄外に番号（リンク番号）を付けました。内容を再度確認したい場合は、リンク番号の説明をもう一度見直してください。

また、キーワードや特に重要な文章・強調したい語句は色文字にしました。色文字で強調されているところを意識して読み、記憶していけば、学習が進みやすくなります。

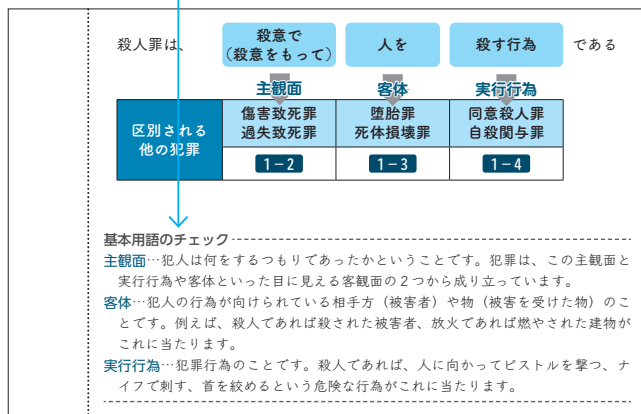
The screenshot shows a page from a book with the following content:

- 4 成立要件④-1：暴行又は脅迫**
- ① 暴行・脅迫の程度**
通常の強盗罪（刑法236条）と同様に、**相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のもの**（最狭義の暴行・脅迫 **2-7** **3-9**）が要件になります（**6-4**～**6-8**）。
- ② 暴行・脅迫の相手方**
窃盗の被害者に限らず、追跡・逮捕しようとした第三者や警察官も含まれます。
- ここがポイント 事後強盗罪における暴行・脅迫**
 - 事後強盗罪における「暴行」「脅迫」は、強盗罪における「暴行」「脅迫」（**6-4**～**6-8**）と同じものと考えてよい。
 - つまり、最狭義の暴行（**2-7**）、最狭義の脅迫（**3-9**）でなければならない。

Red arrows point from the text in the main document to the corresponding link numbers in the screenshot: 6-25 points to the section header, 6-26 points to the first item, and two arrows point to the link numbers 2-7 and 3-9 in the 'ここがポイント' section.

本文にリンク番号をふしています

その4 「基本用語のチェック」で法律用語をチェック。



「法律の勉強は外国語の勉強と似ている」とよく言われます。外国語を身につけるに当たって単語の暗記が不可欠です。それと同様に、刑法を身につけるに当たっての必要な法律用語を、分かりやすく説明しました。

その5 「ここがポイント」で頭を整理。

「10ページ読んだけど、結局何が書かれていたのか頭に入っていない」なんてことはありませんか。そうしたことをできるだけ防止するため、一定の間隔で「ここがポイント」を置きましたので、知識の整理にご活用ください。

ここがポイント 窃盗罪の客体

- 窃盗罪の客体は、他人の占有する物(財物)である。
- 有体物は、財物に含まれる。
- 情報そのものは、財物に含まれない(例えば、書店で漫画を立ち読みしても、窃盗罪は成立しない)。
- 電気は財物とみなされるため、これを無断使用すれば窃盗罪が成立する。
- 不動産は、窃盗罪の客体とならない。
- 無主物や人体は、窃盗罪の客体とならない。
- 財産上の利益は、窃盗罪の客体とならない。

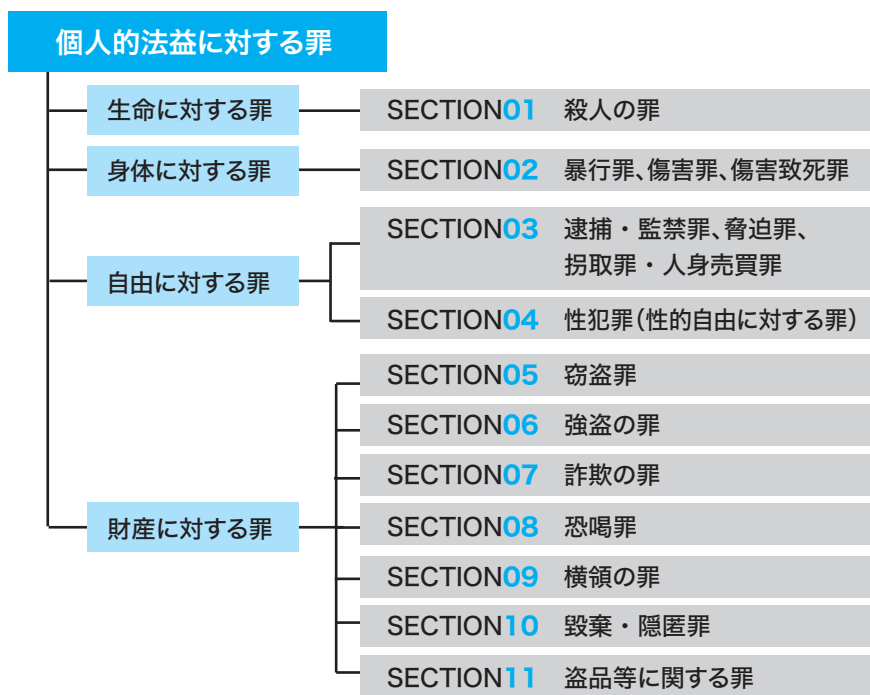
本書は、月刊誌「警察公論」(立花書房)に連載した「ひとりで学ぶ刑法入門」(2019年1月号から2021年9月号まで。全28回)に加筆・修正を加えて単行本化したものです。本連載は、「基本的な犯罪を題材として、『それぞれの犯罪のイメージを持てるようになること』『他の犯罪との大きな違いを理解できるようになること』を目標にした、今までにない刑法入門を著したい」との思いから書き始めたものです。この思いを継承する本書が少しでも皆様の刑法学習の一助になれば幸いです。

CHAPTER 01

個人的法益に 対する罪

個人的法益とは、私たち一人一人の生命や身体、自由、財産などのことであり、刑法には、これらを守るために様々な種類の犯罪が規定されています。

【CHAPTER 1 で学習する内容】



殺人の罪

SECTION01では、誰もがイメージしやすい殺人罪を使って、刑法を勉強する上で気をつけなければならないことを紹介します。さらに、殺人罪と似ているけれどもそれとは異なる犯罪である同意殺人罪・自殺関与罪を紹介します。



◆ 殺人罪

1-1

「人を殺す」といえば、通常、刑法では殺人罪のみを指します。傷害致死罪や過失致死罪などを含まないということです。殺人罪とこれらの他の罪は、どこがどう違うのかを中心に見ていきましょう。

殺人罪は、	殺意で (殺意をもって)	人を	殺す行為	である
	主観面	客体	実行行為	
区別される 他の犯罪	傷害致死罪 過失致死罪	墮胎罪 死体損壊罪	同意殺人罪 自殺関与罪	
	1-2	1-3	1-4	

基本用語のチェック

主観面…犯人は何をするつもりであったかということです。犯罪は、この主観面と実行行為や客体といった目に見える客観面の2つから成り立っています。

客体…犯人の行為が向けられている相手方（被害者）や物（被害を受けた物）のことです。例えば、殺人であれば殺された被害者、放火であれば燃やされた建物がこれに当たります。

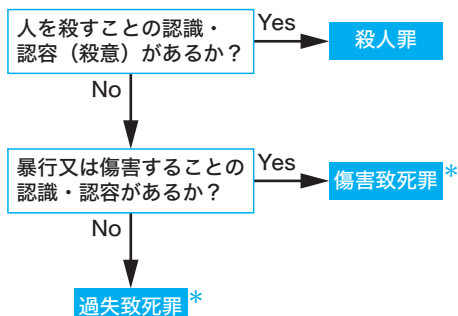
実行行為…犯罪行為のことです。殺人であれば、人に向かってピストルを撃つ、ナイフで刺す、首を絞めるという危険な行為がこれに当たります。

1 殺人罪^{しょうがいちしざい}と傷害致死罪^{かしつちしざい}と過失致死罪^{かふしちしざい}の区別

CASE 1

Xは、Aに〇〇したため、Aが死亡した。

Xに成立する犯罪を検討するには、Xがどのような罪を犯すつもりであったのか、その主観面を最初に見極めなければいけません。



(業務上過失致死罪を含む。)

* ただし、自動車
を運転して人をひ
き殺したという場
合は、通常は、特
別法である自動車
運転死傷処罰法
の問題となる。例
えば、①車を運転
中、前方不注意で
人をひき殺した
という場合や、②
飲酒運転をして
スピードを出し
すぎ、人をひき
殺したという場
合は、過失運転
致死罪①、同法
5条)や危険運転
致死罪②(同法
2条1号、3条1
項)等で処罰さ
れる。

	具体例	検討する犯罪
殺人罪	Xは、殺意をもって、Aの胸を包丁で刺し、Aを殺した。	「殺意をもって」とあるから、殺人罪の成否を検討する。
傷害致死罪	Xは、Aと口論になり、両手でAの胸を突いたところ、Aは後ろに倒れ、その際、後頭部を石にぶつけ、死亡した。	Xは、暴行の故意しかないから、傷害致死罪の成否を検討する。
過失致死罪	Xは、駅のホームで、通りすがりのAに誤ってぶつかった。そのため、Aは、線路上に落ち、電車にはねられ死亡した。	Xは、暴行の故意もないから、過失致死罪の成否を検討する。

基本用語のチェック

人を殺すことの認容…〇〇すれば人が死んでしまうかもしれないと思いつつ、それでも構わないと思うことです。つまり、認容とは、結果発生の可能性を認識しつつ、それを容認することをいいます。これが、殺意があるといえるための最低限の条件です。

ここがポイント 殺人罪と傷害致死罪と過失致死罪の区別

- これらの3罪の区別は、行為者の主観の違いが決め手。
- 殺人の故意があれば、殺人罪の成否を検討する。
- 暴行又は傷害の故意があれば、傷害致死罪の成否を検討する。
- 過失致死罪（業務上過失致死罪等を含む）は、以上の故意が否定された場合に検討する。

1-3

2 殺人罪と墮胎罪と死体損壊罪の区別

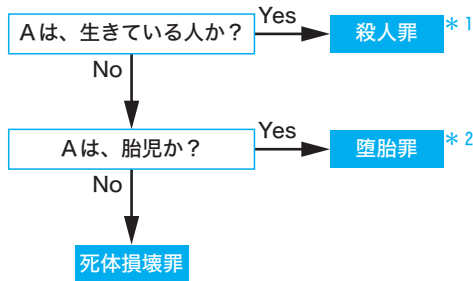
これら3罪の区別は、**客体**の違いが決め手になります。

CASE 2

Xは、A（客体）に危害を加えた。

*1 殺人罪の成否を検討するのは、殺意が認められる場合である。Xが、暴行や傷害の故意しかないのであれば、暴行罪、傷害罪、傷害致死罪の成否を検討することになる（1-2）。

*2 ただし、妊娠満22週未満の墮胎（人工妊娠中絶）は母体保護法で適法とされており、墮胎罪はほぼ死文化しているとの指摘もあるため、昇任試験での重要性は低い。



	具体例	検討する犯罪
墮胎罪	Xは、母親に薬を飲ませ、母体内にいる胎児Aを殺害した。	胎児を母体内で殺すことは、「墮胎」に当たるため、墮胎罪の成否を検討する。
死体損壊罪	Xは、犯罪の痕跡を隠すため、既に死亡しているAの手足を切断した。	死体を傷つけているから、死体損壊罪の成否を検討する。

「人」とは、^{しゅっしょう}出生から死亡までを指す



ここがポイント▶ 殺人罪と墮胎罪と死体損壊罪の区別

- これら3罪の区別は、客体の違いが決め手。
- 客体が出生後の生きていた者であれば、殺人罪の成否を検討する。
- 客体が出生前の胎児であれば、墮胎罪の成否を検討する。
- 客体が死体であれば、死体損壊罪の成否を検討する。

3 殺人罪^{どういさつじんざい}と同意殺人罪^{どういさつじんざい}・自殺関与罪^{じさつかんよざい}の区別

1-4

これら2罪の区別は、**死亡することについて被害者が同意しているか否か**が決め手です。

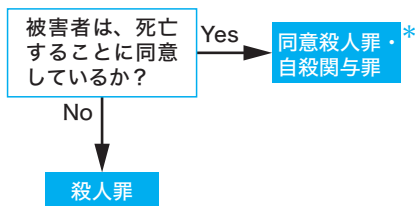
CASE 3

- (1) Xは、日頃の恨みから、寝ているAの首を絞めて殺害した。
- (2) Xは、病苦で自殺の意思を有していた父親Bから、「お願いだから首を絞めて殺してくれ。」と哀願されたため、首を絞めて殺した。

Xは、(1)では殺人罪、(2)では同意殺人罪^{けいせき}の刑責を負います。

基本用語のチェック

刑責…「刑」事「責」任のことであり、「罪責」ともいいます。「〇〇罪の刑責を負う」とは、「〇〇罪が成立する」という意味になります。



* 同意殺人罪と自殺関与罪の区別については、1-16で説明する。

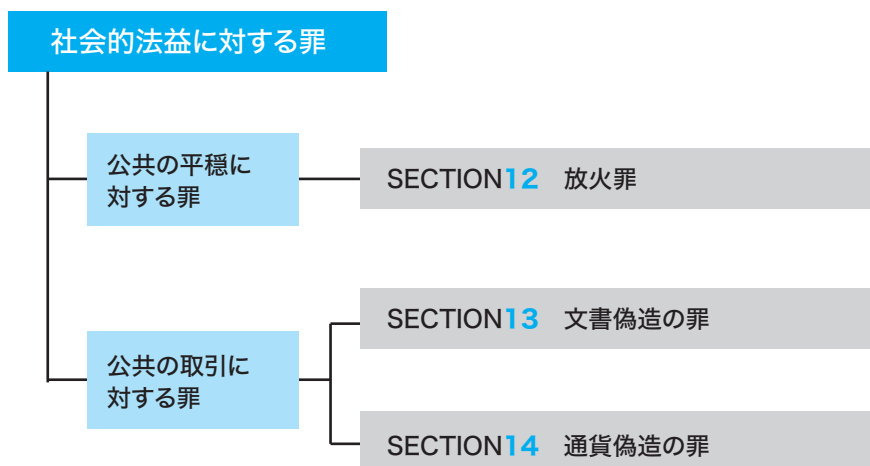
言い換えると、殺人罪と同意殺人罪は、実行行為が異なるということです。

CHAPTER 02

社会的法益に 対する罪

CHAPTER02では、個人の利益としては捉えきれない社会共同体としての社会の利益（これを社会的法益といいます）に対する罪を扱います。例えば、SECTION12の放火罪がその典型です。放火は、街全体を焼失しかねないため、個人的法益に対する罪（CHAPTER01）ではなく、社会的法益に対する罪に位置付けられることになります。

【CHAPTER 2 で学習する内容】



放火罪には多くの論点がありますが、本SECTIONでは現住建造物等放火罪、非現住建造物等放火罪及び建造物等以外放火罪の3罪の区別に重点を置いて学習します。

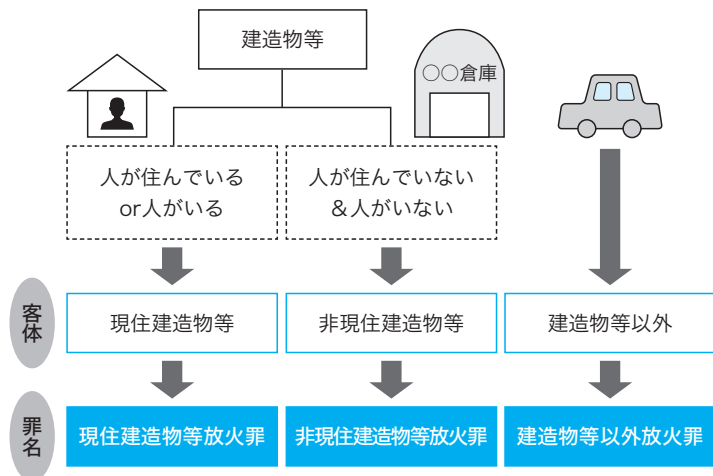


◆ 放火罪の全体像

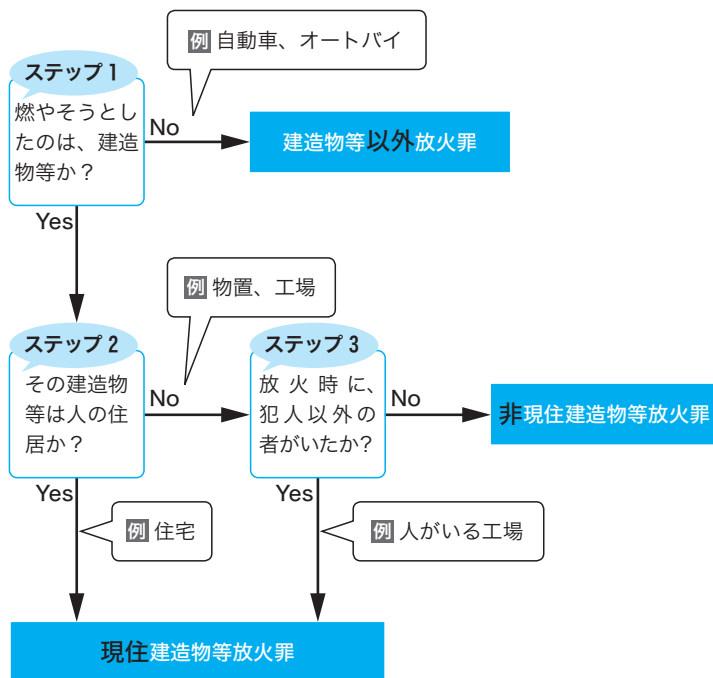
12-1

1 3つの放火罪

放火罪は、**現住建造物等放火罪**（刑法108条）、**非現住建造物等放火罪**（刑法109条）、**建造物等以外放火罪**（刑法110条）の3罪が重要です。これは、燃やそうとした**客体の違い**による区別です。



2 3つの放火罪の擬律判断



① ステップ1：客体は建造物等か

まず、燃やそうとした客体が「**建造物等**」と「**建造物等以外**」のいずれに当たるかを判断します。そして、「建造物等」であれば、次のステップ2に進み、「建造物等以外」であれば、ステップ2以下に進むことなく、建造物等以外放火罪が成立するかを検討します。

建造物等	建造物、艦船、鉱坑、汽車、電車
建造物等以外	上記以外 例 自動車、オートバイ

なお、建造物「等」には、上記のように艦船、^{かんせん} 鉱坑、^{こうこう} 汽車及び電車が含まれますが、入門段階では、「建造物等とは、建物等のことを指す」というおおざっぱな理解で十分です。

12-2

12-3

② ステップ2：建造物等は人の住居か

燃やそうとした客体が「建造物等」である場合は、次に、当該建造物等が「人の住居」か否かを検討します。「人の住居」とは、人（放火犯人以外の者）が寝泊まりしている建物（これを**現住建造物等**といいます）を指し、留守宅でもこれに当たります（12-7）。

「人の住居」を燃やそうとしたのであれば、**現住建造物等放火罪**が成立するかを検討します。

12-4

③ ステップ3：放火時に人はいたか

燃やそうとした建造物等が「人の住居」ではない場合（例えば、倉庫を燃やそうとした場合）は、さらに、放火時に犯人以外の者がそこに現実にはいたのかを検討します。人がいれば**現住建造物等放火罪**、いなければ**非現住建造物等放火罪**の成否を検討します（12-8）。

ここがポイント ▶ 放火罪

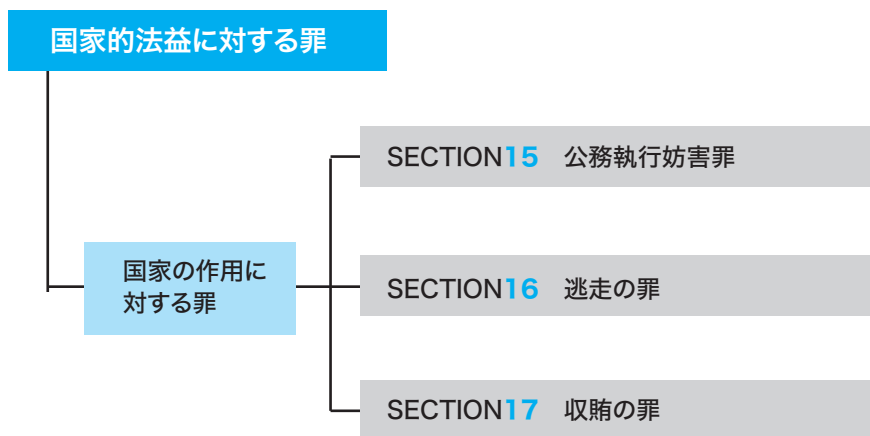
- 放火罪の学習に当たっては、燃やそうとした客体の違いを区別できるようになることが重要である。
- 建物等（厳密には「建造物等」という）を燃やそうとした場合は、まず「現住建造物等」に当たるか否かを検討し、当たらなければ「非現住建造物等」に当たるという順序で処理する。
- 建造物等以外を燃やそうとした場合は、建造物等以外放火罪の成否を検討することになる。

CHAPTER 03

国家的法益に 対する罪

CHAPTER03では、国家的法益に対する罪を学習します。国家的法益に対する罪には、内乱罪などの国家の存立を脅かす罪のほか、立法権・行政権・司法権といった国家作用を脅かす罪（具体的には、公務執行妨害罪、逃走罪、犯人蔵匿罪、偽証罪、収賄罪等）などがあります。これらの罪は、個人的法益や社会的法益に還元できない固有の法益を保護する罪といえます。

【CHAPTER 3 で学習する内容】



公務執行妨害罪

公務執行妨害罪は、警察官の誰もが当事者となり得る身近な犯罪であるとともに、それが成立すれば被疑者の現行犯逮捕に発展するケースも多いことから、構成要件を十分に理解し、その成否を適切に判断できることが求められます。



◆ 公務執行妨害罪の全体像

刑法95条

- 1 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

行為者



暴行 or 脅迫

公務員



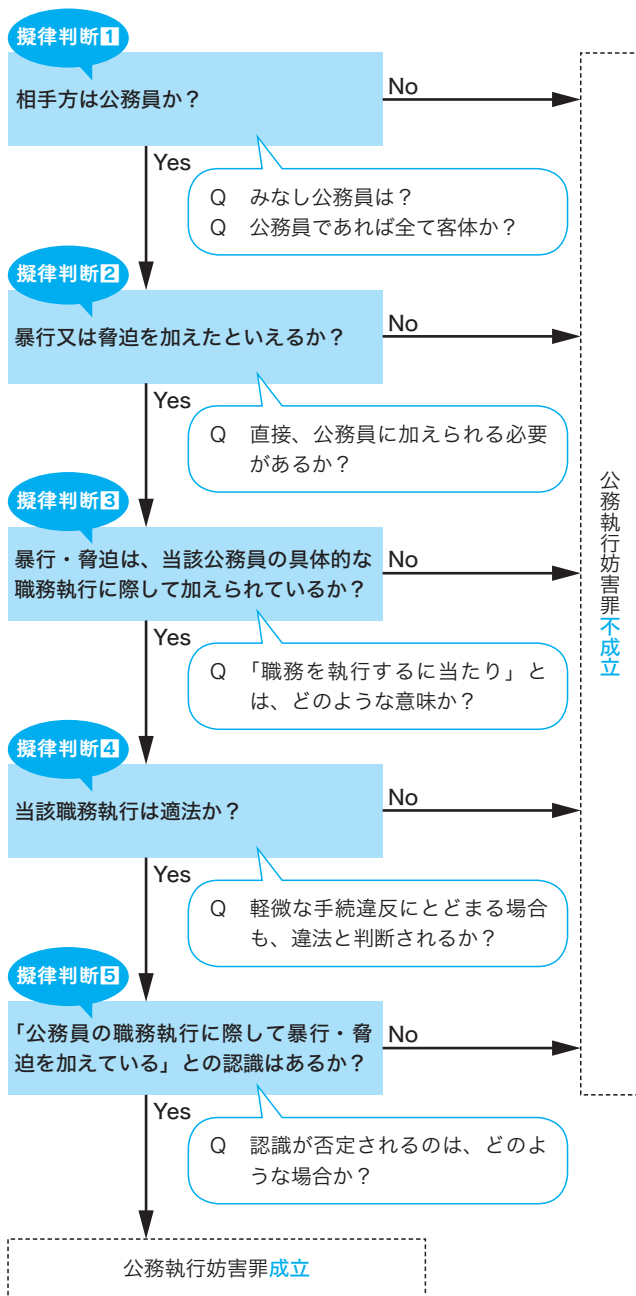
特定の職務

15-1

公務執行妨害罪の主な成立要件は、次のとおりです。

- ① 公務員に対して【客体】
- ② 暴行又は脅迫を加えること【行為】
- ③ 「公務員が職務を執行するに当たり」という状況にあること【状況】
- ④ 公務員の職務執行が適法であること【職務の適法性】
- ⑤ ①～③の認識【故意】

これらの成立要件を擬律判断の形にすると、次頁の図のようになります。本SECTIONでは、これに沿って解説していきます。特に問題となるのが、吹き出し部分（Q）です。



事項索引

あ

愛護動物	233
握持	86
欺く行為	161, 163
あたり行為	93
あっせん	336
あっせん取賄罪	336

い

遺失物	200
遺失物等横領罪	199
委託関係	192, 194
委託物横領罪	189
一般的職務権限	304
居直り強盗	117, 132
畏怖	46, 178
因果関係	29
引致	315

え

嬰兒	41
営利目的等買受け罪	52
営利目的等拐取罪	49
営利目的等被略取者引渡し等罪	53

お

枉法	332
枉法行為	332
枉法後取賄罪	333
横領行為	195
横領の罪	188
横領の罪と窃盗罪の区別	207

か

害悪の告知	46
外国通貨偽造等罪・同行使等罪	290
拐取	49
拐取罪	48
拐取者身の代金要求罪	55
書かれざる構成要件要素	131
瑕疵ある意思	114
過失致死罪	13

加重取賄罪	332
加重逃走罪	314
貨幣	283
監禁	42
監護者性交等罪	71
監護者性交等致死傷罪	77
監護者わいせつ罪	71
監護者わいせつ致死傷罪	77
看守者等逃走援助罪	320
間接暴行	300
艦船	223
観念の競合	115, 233

き

偽貨	281
器械	293
機会説	146
起臥寝食	258
毀棄	211
毀棄・隠匿	82
毀棄・隠匿罪	82, 208
既決	310
危険犯	266
偽造	285
偽造公文書行使等罪	280
偽造私文書行使等罪	280
偽造通貨行使等罪	288
偽造通貨等取得罪	291
既登記不動産	193
器物損壊罪	229
基本法	210
基本法は補充法に優先する	210
欺罔	56
欺罔行為	161
客観的基準	109
客体	12
客観面(的)	205
恐喝	178
恐喝罪	176
狭義の脅迫	47
狭義の暴行	32
教唆	23
強制性交等	60

判例索引

明治

大判明42.4.16	211, 232
大判明43.4.19	226
大判明43.12.16	222
大判明44.2.27	232
大判明44.8.15	216
大判明44.9.5	45
大判明45.6.20	32

大正

大判大2.12.24	258, 259
大判大3.4.14	222, 226
大判大3.6.20	221
大判大3.10.21	86
大判大4.5.21	100
大判大5.9.28	171
大判大6.3.3	222, 226
大判大6.4.13	259
大判大7.3.15	262
大判大7.8.20	63
大判大8.4.4	86
大判大8.5.13	222
大判大11.1.27	216
大判大12.4.9	94
大判大12.12.3	57
大判大13.5.31	257
大判大13.6.10	86
大判大13.10.22	62, 63
大判大14.4.23	79
大判大14.12.1	62
大判大15.11.2	88

昭和元～9年

大判昭2.9.20	180
大判昭4.5.16	147
大判昭4.10.14	222, 230
大判昭5.7.10	181
大判昭5.11.27	226
大判昭6.7.8	143
大判昭7.6.9	129
大判昭7.6.20	258
大判昭7.9.21	226
大判昭8.4.15	32

大判昭8.6.5	35
大判昭8.9.16	262
大判昭9.10.19	93
大判昭9.12.22	100, 211

昭和10～19年

大判昭10.3.25	195
大判昭13.11.18	143

昭和20～29年

最判昭22.11.26	118
最判昭22.11.29	129
最判昭23.3.9	146
最判昭23.6.12	143
最判昭23.10.21	111
最判昭23.11.2	262
最判昭24.2.8	109, 115
最判昭24.3.8	195
最判昭24.5.28	146
最判昭24.7.9	70
最判昭24.7.9	134
最判昭24.12.20	42
最判昭24.12.24	124
最大判昭25.3.15	78, 79
東京高判昭25.4.17	124
最判昭25.4.21	230
東京高判昭25.6.10	31
最判昭25.12.14	146, 222, 262, 268
最判昭26.7.13	99
最判昭27.6.6	35
最判昭27.7.22	329
広島高松江支判昭27.9.24	63
名古屋高判昭27.9.24	299
最判昭28.4.7	100
仙台高判昭28.6.8	111
東京高判昭28.6.18	268
広島高判昭28.9.19	300
最決昭29.5.6	93
大阪高判昭29.5.31	79
最判昭29.8.20	331
最決昭29.9.24	333
東京高判昭29.10.19	268
名古屋高判昭29.10.28	140

凡 例

■法令の略記（主なもの）

か	警職法	警察官職務執行法
	刑訴法	刑事訴訟法
	公選法	公職選挙法
さ	自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
	児福法	児童福祉法
	精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
た	鳥獣保護管理法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道交法	道路交通法
	動物愛護管理法	動物の愛護及び管理に関する法律
な	入管法	出入国管理及び難民認定法

※刑法については、法令名を略している箇所もある。

■判例の略記

判例の略記に当たっては、次の略記法を用いた。

最決昭59.2.29

= 最高裁判所昭和59年2月29日決定

※ 判例集の表記は、入門書である本書の性質上、省略した。

最大判（決）	最高裁判所大法廷判決（決定）
最判（決）	最高裁判所判決（決定）
大判（決）	大審院判決（決定）
高判（決）	高等裁判所判決（決定）
地判（決）	地方裁判所判決（決定）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

合格教科書 刑法

イラスト制作者：ばんだにあ

令和4年7月10日 第1刷発行

編者 別冊KORON編集部

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561（代表）

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>